

特定整備路線（1946年に計画） あらためて 必要か否か を考えよう

防災の為なら仕方がない、と思っている人も多いのではないでしょうか。でも待ってください、本当にそうでしょうか？あらためて特定整備路線（放射2号、補助28・29号線）について考えてみませんか。



2016年12月 「道路問題しながわ連絡会」
(代表 原田 泰雄 ☎ 03-3784-2560)

「住民の暮らしと安全・環境を守る会」
「武蔵小山の環境を考える会」

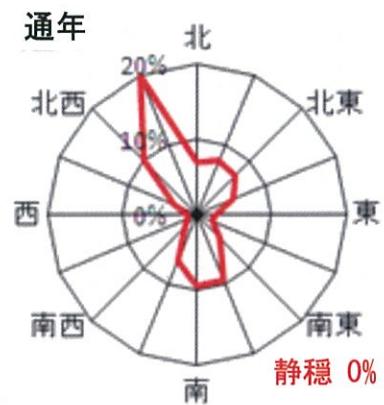
「安全・安心みどり豊かなまちを考える西大井・大井住民の会」
「池上通り（補助28号線）拡張に納得できない・暮らしと営業を守る会」

都と品川区が住民に説く「必要性」の要点は

① 防災（燃え広がらない街づくり）のため というが…

延焼遮断効果の根拠が崩れる

都と区が住民説明会で「震災時延焼をくい止める命の道」とする唯一の根拠が都のシミュレーションでしたが、シミュレーション条件は道路の真横から風が吹いた場合（東風、西風）のみ。しかし東京管区気象台のデータでは年間を通じ北風と南風がほとんどです。この点を白石たみお都議（共産）が議会で追及すると都は「シミュレーションは地域の安全性を検証するための調査ではなく、焼け止まり効果を実証したに過ぎない」と答弁。防災の根拠を自ら崩しました。



東京管区気象台の風配図
(2008年-2010年)

都は延焼遮断効果が少ないデータを隠して説明

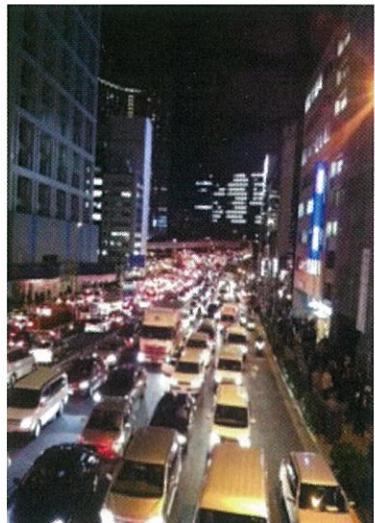
補助28号線では20Mに拡幅しても3ヶ所で延焼突破し、400戸以上が延焼。29号線でも、豊町1丁目では道路整備前で1491棟、整備後でも1218棟が延焼してしまうことが、白石都議の都議会質問で判明。しかし住民への説明会で都は都合の悪いデータを隠し、都合の良いデータだけで延焼遮断効果を強調したのです。



② 災害時の避難・緊急車両の通行路というが…

東日本大震災時、都内幹線道路はどこも大渋滞

3・11のとき東京は震度5でしたが、それでも都内の幹線道路は大渋滞し、解消したのは翌日でした。とても救急車・消防車がスムーズに走行できる状態ではありませんでした。



車両火災が発生したら道路が危険地帯に！

風の強い日に車両火災が発生すれば火は燃え広がり、避難道路が危険地帯と化します。住民説明会での、この点についての質問に対する都の答弁は「検証していないのでわからない」という無責任なものでした。

③ 「交通の円滑化」「道路ネットワーク」の形成というが…

車の減少が進んでいるのに「交通の円滑化」は理由にならない

品川区内でも下表のように減少がつづき、今後さらに減少が見込まれるのに多額の税金（品川区内で約1,000億円）を使い、街を壊し住民を追い出してまでも道路は必要でしょうか。

交通量調査点	1997年	2005年	2010年
山手通り：大崎1丁目	24,193	22,725	18,464
第二京浜：西大井6丁目	46,374	39,627	32,656
池上通り：大井6丁目	11,888	10,819	9,752
環七通り：大森北5丁目	38,113	37,780	33,561
中原街道：旗の台5丁目	36,751	35,159	31,516

単位：台／日



坂の多い西大井地区の道路予定地。正面には10mの丘があり、それを切り開いて道路を通すことになります。

29号線西大井地区は1km内に5つの坂と10mの丘があり危険では？

坂が多い道路は運転する人にも危険です。また道路を広げることにより、29号線につながる接道に大きな段差ができてしまい、大変危険です。

戸越公園駅の踏切は国土交通省でもボトルネック踏切りと規定しています。交通の円滑化機上の空論ではないでしょうか。

29号線は戸越公園駅踏切で渋滞になり、交通円滑化は無理では？

放射2号線の計画地は、すぐ近くに旧中原街道と、幹線道路である中原街道の一本が通っています。そんなところに、星薬科大学の構内を貫いてまで何故新たな道路が必要なのでしょうか。

すぐ近くを中原街道が通るのになぜ放射2号線が必要なの？

「交通の円滑化」に道路計画

問題だらけの道路計画 一体誰のための道路か！

●住宅街の真ん中に幅20m以上の道路が通り 住民が街から追い出される

特定整備路線の問題は既存道路の拡幅ではなく、住宅街の真ん中に大型道路を通すことがあります。これにより多くの住民が意に反して立ち退かされ、町会など地域の絆が壊されてしまします。死ぬまで住み続けたいと願う高齢者も沢山います。

●街のオアシス・住民の出会いの場、商店街が分断・壊される

29号線は全国にも有名な戸越銀座商店街を分断し、戸越公園駅周辺商店街の片側を削りとっています。商店街は街のオアシス・住民の出会いの場でもあります。その商店街を道路で壊して良いのでしょうか。

●星薬科大学構内を道路が貫く 大学は署名集め計画見直し求め陳情

放射2号線は貴重な建築物と薬草園がある星薬科大学を貫きます。同大学は薬草園が失われ構内が分断されれば「教育環境が悪化し、大学としての機能が著しく損なわれ」大学の存続に影響が出るとして、2万人近い署名を集め都に計画の見直しを求める陳情をしています。

●計画地には幼稚園、公園・広場が 大崎図書館も存続の危機に

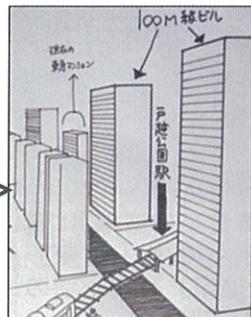
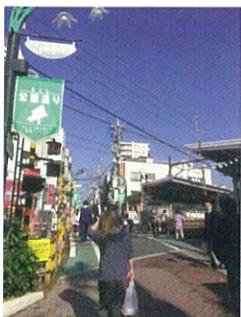
計画道路上には防災広場や幼稚園、利用者が多い公園などの施設が複数あります。広場や公園は都会に緑を保存する憩いの場であり、災害時の一時避難場所としても重要な施設です。近隣の大崎図書館は道路代替地として移転・廃館が狙われ、存続の危機にさらされています。

●幹線道路では 生活道路より交通事故が多い

警察庁の交通事故調査でも、交通事故は生活道路より幹線道路の交差点・横断箇所で格段に多いことが統計的に明らかになっています。幅20m以上の特定整備路線により、危険な交差点や横断箇所が増え、子どもや高齢者の交通事故の増加が心配です。

●大型道路両側には高層ビル群が 周辺の住環境が悪化する

第二京浜、中原街道、池上通り、山手通りなど大型道路の両側は高層ビルが建ち並び、騒音・振動、排気ガス、ビル風などの影響で周辺の住環境は良くありません。このうえ特定整備路線のような大型道路が増えれば、周辺住民の住環境が悪化し、通行人も環境悪化の影響をうけます。



わかば公園
(戸越1丁目 2256m²)



星薬科大学・薬草園
写真手前点線から25m右上までが
道路となり、薬科大学では命となる
薬草園が削られてしまいます。

賑わいのある戸越公園駅周辺の商店街が、道路と高層ビルで大きく変貌することが懸念されます。

2002年品川区議会は全会派一致で 29号線廃止を要求

実は品川区議会は2002年に全会派一致で、補助29号線が地域の絆を壊し商店街を壊してしまうとして、東京都知事に対し下のような意見書を提出していました。

本計画線の起点である品川区大崎三丁目は、「居木橋貝塚跡」や区立小学校および私立の各教育施設が建ち並び、自然環境に恵まれた歴史的・文化的な地域です。さらに、戸越宮前地区は、本計画線が通過することにより、「にぎわい創出地区」に指定されている戸越商店街は分断され、八幡坂通り、宮前商店街、戸越公園中央商店街、戸越公園駅南口商店街の四つの商店街が消え去ってしまいます。

豊町地区から西大井地区にかけては、良好な住宅地に、本計画線が通過することにより、500世帯もの住民に甚大な影響が及んでしまいます。本計

画線は、地域の防災性の向上を図るとともに、地区的交通を分担する機能を果す地区幹線道路として位置付けられていますが、既に、本計画線の西側わずか500㍍ほどの近接距離に国道1号線が走っています。また、第163号線、第205号線、第18号線など、都市軸を結ぶ幹線道路の早期完成が期待されている中で、本計画線は時代のニーズにそぐわないものになっています。

よって、品川区議会は、区内の商業住宅密集地域を縦断し、多くの区民の生活や商業活動に多大な影響を与える都市計画道路補助29号線の計画を廃止するよう強く要望いたします。

道路反対でがんばる 地権者・住民の声

長年この地で商店を営み、やっと新築した家に住んでいます。高齢になり、通院などでこの地を離れての暮らしは成り立ちません。東京都の職員が頻繁に訪問してきますが、納得できないとずっと話し、測量関係をお断りしています。同じ問題で近所の方々と話合っていますが、必要なない道路を作らせるわけにはいきません。

二葉4丁目 Eさん

長年、親から譲り受けた家（土地付き）に住んでいます。夫婦共々高齢になり、今更新したな場所に移ることはできませんし、ここを終の棲家にと思っています。

「測量お断り」のステッカーを貼ってがんばっています。

荏原1丁目 Sさん

特定整備路線の事業認可にたいする不服審査請求は4,262人に上っています。「決まったことだから」とあきらめず、納得できなければ勇気をだして「反対」の声をあげましょう。

私は西大井4丁目の閑静な住宅街に住んでいます。まさか家の前の道路を挟んだ10mほどの丘を掘り下げて道路を通すことはないだろうと思っていました。延焼遮断帯については都のシミュレーションが風向き想定に間違いがあり期待できません。また交通量は減り続けており、さらに人口減が見込まれ、新しい道路の必要性はありません。ですから貴重な税金を投入する道路計画に同意できるはずもなく、測量も拒否して反対しています。

西大井4丁目 斎藤さん



我が家は“特定整備路線”に賛同できませんので「測量」「調査」「捺印」等 一切のご協力は致しません。
測量業者様の声かけ無用です
お引き取り下さい。



補助29号線には協力できません。
測量はお断り。

みんなで頑張れば 納得できない道路は阻止できる

戦後70年間に街は大きく変わったのに、一度も住民の意見も聞かず、合意も得ないで推進することに納得できないのは当然では

70年間で街は大きく変貌しました。空襲で焼け野原になった所に沢山の家が建ち、商店街ができる、大勢が暮らしています。立退き対象者もその地で歴史を刻んできた、かけがえのない街です。

それなのに都と区は説明会で「70年前に都市計画決定されたのだから見直す必要はない」と言い放ちました。大きな被害をもたらし、延焼を防ぐ効果にも疑問があり、しかも違法の都市計画決定手続きの事実が明らかになった今、特定整備路線を造る合理的な理由はありません。

都の職員が来たら 次のことを行なってください

- ★ 納得できない理由をきちんと言いましょう
- ★ 測量・物件調査はきっぱり断りましょう
- ★ 土地等の売買契約の印鑑を押さないことが最も重要です。

● 「土地を売る」と言わないと補償額は教えないのか！

2015年10月に物件調査を完了した地権者が都の職員に補償の見積り額を聞いたところ、なんの音沙汰もありませんでした。ところがその後も「どうですか」と、土地を売って欲しいと来たそうです。この人は怒って「土地は売らないことにした」と言っていました。

意図的に流される「噂」にまどわされないようにしましょう

道路賛成派の人や都・区職員、業者などが次のような噂を意図的に流すことがありますので、まどわされないようにしましょう。

① 「ごねたり ねばると損しますよ」

そんなことは決してありません。補償額の算定は法律で規定されています。

(ただし、土地価格の変動ということはあります。また、公共事業に提供するのだから「補償額を多くするのは当然」という裁判の判例もあります)

② 「あちらの地域では土地を売る人が増えていますよ」

補助29号線の大崎地域では「西大井の方で土地を売る人が増えていますよ」という話を耳にしたそうです。しかしそれは根も葉もない「噂」です。

**何か不安や悩み事があったら、「道路問題しながわ連絡会」や
各地の住民団体に相談してください。**

多くの地権者が売らなければ 土地収用法はそう簡単に適用できません

土地の買収は 実際はほとんど進んでいません！

2016年7月20日の品川区・第161回都市計画審議会で、区内特定整備路線の用地取得について品川区が明らかにしたのは次の通りです。

- | | |
|------------------|--------------------|
| ①放射2号線・・・・・・1% | ②29号線（6区間）・・・1%~7% |
| ③28号線（池上通り）・・・3% | |

憲法違反 旧都市計画法にも違反が明らかに

都市計画法で決められた「決定原簿・関係図面」が存在しない

東京都と品川区が推進している補助28・29号線など特定整備路線の多くは、昭和21年4月25日に旧憲法・旧都市計画法の下で決定された（戦災復興院第15号告示）と都は説明してきました。

決定当時の都市計画法第3条は、次のように規定しています

- 1 主務大臣これを決定し内閣の認可を受けること
- 2 執行する事業については、関係図書を縦覧できるようにすること

ところが私たちが東京都に決定原簿と原図の開示を請求したところ、下記のように「関係する公文書は作成されておらず、存在しない」ことが判明しました。計画決定の証拠が何もないのです。計画は主務大臣がこれを決定し、内閣の認可を受けなければなりません。しかしこの時期幣原内閣が総辞職し、内閣は不在でした。そして大臣ではない、一民間人に過ぎなかった復興院総裁・阿部美樹志（竹中工務店初代社長）が告示したのです。こんな無法な計画で、憲法に保障された財産権、生活権が侵され、住みなれた街を立ち退かされ、商店街が壊されることなど許されるでしょうか！

併添知事名で関係文書が存在しないと回答された「非開示通知書」（抜粋）

平成27年11月30日付けの開示請求について、東京都情報公開条例第11条第2項の規定により、次のとおり公文書の全部を開示しないことを決定したので通知します。

- | | |
|----------|---|
| 1 公文書の件名 | (1) 1946年戦災復興院告示第15号、補助29号線の主務大臣の決定原簿と原図
(2) 1950年3月2日建設省告示112号、15メートルに幅員変更理由書
幅員変更決定の原簿と原図及び決定した当時の地域の図面 |
|----------|---|

- | | |
|-------------------------------|---|
| 2 開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 | 開示請求に係る公文書は、作成しておらず、また、取得した事実が確認できず、存在しない。
(以下は省略) |
|-------------------------------|---|

道路事業の取り消しを求め 各地で住民が裁判に立ち上がる

北区で「違憲違法」と 111名が原告団に

北区内の都市計画道路特定整備路線補助86号線の事業認可取消しを求め、計画の違法性と不当性を裁判で争おうと、地元志茂一保存会の皆さん111名が計画の事業認可取消しを求めて提訴。2015年10月から現在までに6回の口頭弁論が行われています。



東京地裁に向かう北区志茂の住民たち

「ハッピーロード大山商店街」を守れの裁判

板橋区・大山のハッピーロード商店街でも「お年寄りから子どもたち、ベビーカーを押す親子連れまで安心して買い物ができる商店街を守りたい」（訴状の要旨より）として、地権者、周辺住民が事業認可取消を求めて提訴。2015年12月から現在までに6回の口頭弁論が行われています。

私たちが求める地震災害に強く 住みよい街づくり

内閣府・中央防災会議も首都直下地震の被害を小さくする基本は道路よりも住宅耐震化、出火予防、初期消火対策を強調！

東京大学地震研究所教授で、内閣府首都直下地震モデル検討会委員、東京都防災会議・地震部会委員でもある平田直氏は、著書「首都直下地震」（岩波新書）の中で「震度6弱以上の揺れが東京の広範囲で発生した場合、発生時間によっては ①主要道路は1～2日不通 ②23区内一般道も数日間麻痺する、と中央防災会議の被害想定でも推測している」と書いています。しかし、防災対策としての新しい道路の必要性はほとんど書かれていません。

住宅耐震化を100%にすれば火災による死者は1割以下に減らせるとも！

首都直下地震による被害は火災が最も多い、火災を発生させる大きな要因である住宅の倒壊と通電火災を防ぐことが何よりも大切です。その対策こそ急がなければなりません。

道路に多額の税金を使うより 中央防災会議が基本としている地震防災対策にこそ 急いで税金をまわすべきではないでしょうか

特定整備路線に使われる税金は3千億とも5千億とも言われています。そして豊洲市場のように建設費がどんどん跳ね上がるのが日本や都の公共事業の実態です。

私たちが 都と区に防災対策として要請してきたこと

- ①住宅耐震診断、耐震化への助成金を大幅拡充し、耐震化率を早急に100%に近づけること
- ②火災原因である「通電火災」防止のために、感震ブレーカー（大きな揺れを感じて自動的にOFFにするブレーカー）の普及を早急に行なうよう、助成制度も含めて対策を進めること
- ③地域の初期消火体制の充実（ミニポンプ、街頭消火器、防火水槽等の配備）と地域住民の防災対策コミュニティを、行政も関わり充実させること
- ④小さい道路でも入れる、小型を含む消防車と消防員を増員すること
- ⑤上下水道管やガス管の耐震化を促進すること



大地震に必要な備え

岩波新書・「首都直下地震」の著者・平田直氏（東京大学地震研究所教授、内閣府の首都直下地震モデル検討会委員、東京都防災会議・地震部会委員）は、震度6以上の揺れが、東京の広い地域を襲った場合の必要な備えについて、次のように書いています。

自力で一週間を生き抜くために

一週間分の食糧と 一人、一日3㍑分の水

● 具体例として標準的なもの

- ・ 水（ペットボトル入り飲料水）
- ・ 主食（アルファ化米・クラッカー・乾パン・カップ麺）
- ・ その他の物質（毛布・保温シート）
- ・ 簡易トイレ
- ・ 衛生用品（トイレットペーパーなど）
- ・ 敷物（ビニールシート）
- ・ 携帯ラジオ
- ・ 懐中電灯・乾電池・救急医療薬品類
- ・ 高齢者、乳幼児がいれば常用薬・ミルク・おむつなど

品川区内で計画されている3本の特定整備路線道路

